社会福祉法人　西峰福祉会

役　員　等　報　酬　規　程

（目的）

第１条　この規程は社会福祉法人西峰福祉会（以下本法人という）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。

　　（２）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。

　　（３）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等については、定款第８条及び第２１条に定めるとおり無報酬とする。

（費用）

第４条　役員が出張する場合は、職員へ適用する旅費規程に準じて、旅費を支給する。

　２　役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

　３　宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

（公表）

第５条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う

附則　この規程は、平成２９年４月１日より施行する